○風俗営業等事務処理要領の制定について

〔平成27年９月24日生企甲達第110号
石川県警察本部長から関係所属長あて〕

対号１　平成19年５月１日付け生企甲達第36号「風俗営業等事務処理要領の制定について（通達）」
対号２　平成21年４月24日付け生企乙達第40号「風俗営業等事務処理要領の一部改正について（通達）」

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の適切な運用を図るため、対号により、事務処理要領を示しているところであるが、この度、別添のとおり「風俗営業等事務処理要領」を定め、平成27年10月１日から運用することとしたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、対号は本要領の施行をもって廃止する。

風俗営業等事務処理要領

第１　趣旨

この要領は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号。以下「政令」という。）、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令（昭和60年総理府令第１号。以下「府令」という。）、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第１号。以下「規則」という。）、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第４号）、石川県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年石川県条例第48号。以下「条例」という。）、石川県警察関係手数料条例（平成12年石川県条例第27号）、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく不利益処分の基準等に関する規程（平成16年石川県公安委員会規程第２号。以下「不利益処分規程」という。）、石川県公安委員会事務専決規程（昭和39年石川県公安委員会規程第１号）、石川県公安委員会公印規程（昭和52年石川県公安委員会規程第２号。以下「公印規程」という。）、行政手続法（平成５年法律第88号）及び聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成６年国家公安委員会規則第26号）に基づき、風俗営業、性風俗関連特殊営業及び深夜における酒類提供飲食店営業（以下「風俗営業等」という。）に係る許可、承認又は認定（以下「許可等」という。）若しくは届出その他の事務処理要領について必要な事項を定めるものとする。

第２　風俗営業等の事務処理に係る留意事項

１　用語の定義

(1)　この要領において「遊技機」とは、法第２条第１項第７号のぱちんこ屋その他政令第７条で定める営業の用に供する遊技機をいう。

(2)　この要領において「事務所」とは、無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業又は無店舗型電話異性紹介営業に係る営業の本拠となる事務所（事務所のない者にあっては、住所）をいう。

２　申請書等の提出部数等

(1)　申請書又は届出書（以下「申請書等」という。）並びに添付書類の提出部数は、別途法令等に定めがある場合を除き、正本１通である。

(2)　添付書類は、過去３か月以内に作成されたものとする。

(3)　手数料は、すべて石川県証紙で納入させるものとする。

３　規則第１条に基づく同時申請又は同時届出の特例

(1)　営業所ごとの申請書等の記載状況及び添付書類の有無について確認すること。

(2)　申請又は届出ごとに手数料を徴収することとなるが、申請に関しては２件目から手数料が減額される場合があるので注意すること。

(3)　添付書類は、正本１通の提出で足り、写しも不要であるので留意すること。

(4)　同時申請又は同時届出により、県内のほかの警察署管轄区域の営業所又は事務所（以下「営業所等」という。）に係る申請書等を受理した場合は、当該営業所等を管轄する警察署長（以下「所轄警察署長」という。）へ、申請書等、添付書類及び

身上調査結果の写しを送付すること。

(5)　所轄警察署長は、必要な審査を実施し、許可等に係る申請の場合は、その適否を判定して上申手続をとるものとし、必要があれば申請者に直接説明を求めるなどの措置をとること。

4　府令に基づく添付書類の簡素化

次の場合は、添付書類の一部の提出が不要となることに留意すること。

(1)　石川県内の風俗営業者が、新たに風俗営業の許可申請をする場合

(2)　石川県内の店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業又は深夜における酒類提供飲食店営業に係る届出済みの営業者が、新たに同種営業の開始届出をする場合

5　営業者台帳の管理と営業実態の把握等

(1)　所轄警察署長は、風俗営業等の許可又は開始届出ごとに、その営業種別に応じた営業者台帳（別記様式第１号から第４号。以下「台帳」という。）を作成し、以後、変更があった場合は、営業者台帳続用紙（別記様式第５号）に必要事項を記載して管理するものとし、廃業後は「削除台帳」に編てつし、ファイル基準表に定める期間保存しておくものとする。

(2)　管轄区域内の営業者について、営業種別ごとに電子データによる一覧表を作成し、管理すること。ただし、最低限、次の項目を網羅したものとし、それ以外の項目が登録されていても支障がないものとする。

ア　営業種別

イ　許可年月日（開始届出年月日）

ウ　許可番号（届出確認書番号）

エ　営業所等の名称及び所在地（無店舗型性風俗特殊営業の場合は、名称に代えて広告又は宣伝に使用する呼称並びに客の依頼を受けるための電話番号等）

オ　営業者の氏名（法人の場合は、法人の名称及び法人代表者の氏名）

カ　管理者（統括管理者）の氏名

キ　返納年月日（廃止届出年月日）

(3)　許可証の交付時又は営業開始届出の受理時に、廃業時の許可証返納又は廃止届出義務並びに変更事項が生じた場合における変更届出義務を営業者に確実に教示し、必要な手続のないままに所在不明及び音信不通となる事案の絶無を期すこと。

(4)　既存の営業許可又は営業開始届出状況を確認し、営業実態の無いものについては許可証の返納又は廃止届出を指導するなど、管内の営業実態を正確に把握すること。

(5)　特に、無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業又は無店舗型電話異性紹介営業については、営業所がなく、外観から営業実態が確認できないことから、定期的な事務所への立入りや電話確認等により、営業実態の有無を把握すること。

6　許可証等の作成

風俗営業に係る許可証、特例風俗営業者認定証、承認通知書及び遊技機に係る認定通知書並びに性風俗関連特殊営業に係る届出確認書（以下「許可証等」という。）は、構造、設備又は遊技機の変更に係る承認通知書を除き、全て本部主管課長が作成して所轄警察署長に送付し、所轄警察署長が申請者又は届出者に交付するものとする。

なお、構造、設備又は遊技機の変更に係る承認通知書については、所轄警察署長が、公印規程に規定する公印のうち、「石川県公安委員会印」（第５号）を使用して作成し、申請者に交付するものとする。

第３　風俗営業

１　許可申請の受理

(1)　許可申請受理時の留意事項

申請に係る営業所の所在地が、条例に規定する営業制限地域に該当していないか最優先で確認（同時申請で県内のほかの警察署の管轄区域の営業所に係る申請書を受理する場合は、当該営業所の所轄警察署長にも確認）すること。

更に、申請者に対し、当該営業所の所在地が営業制限地域に該当していないこと、申請者が法第４条第１項各号に規定する許可の基準に抵触していないこと及び当該営業所の構造設備が規則第８条に規定する技術上の基準に適合することを確認し、そのいずれかに抵触する場合は、許可できない旨及び手数料の返還ができない旨を告げること。

(2)　移動風俗営業に係る許可申請の受理

出発地を管轄する警察署長が受理するものとする。

(3)　滅失営業所に係る許可申請の受理

法第４条第３項に規定する各要件に該当していないか確認し、通常の新規許可の手数料に加算額があることに留意すること。

２　許可申請書の記載に係る指導要領等

(1)　許可申請書

ア　住所及び営業所の所在地等については、地番の詳細を記載させ、２階層以上の建物は、その名称（ビル名等）、階層、号室まで明記させること。

イ　氏名については、戸籍等による正確なものを記載させるとともに、振り仮名を付させることとし、日本国籍を有しない者で異名（日本名）のある場合は双方を記載させること。

ウ　客に飲食物を提供する営業については、食品衛生法に基づく飲食店営業許可の名義人と申請者とが同一人物であることを確認すること。

なお、申請者と飲食店営業許可名義人が異なるものについては、無許可営業や名義貸し事犯に発展するおそれがあるので、名義が異なる理由を十分に調査し、両営業の名義人が同一となるよう指導すること。

(2)　営業方法を記載した書類

業態に応じ、営業行為の方法について個々具体的に記載させること。

(3)　営業所の使用権原を疎明する書類

ア　賃貸の場合は、所在地、構造、使用部分、使用目的を記載した使用承諾書又は賃貸契約書の写しを提出させること。

イ　自己所有の場合は、登記簿謄本等の自己所有であることを明らかにする資料を添付させること。

(4)　営業所の平面図

ア　縮尺は、おおむね50分の１から100分の１までとさせること。

イ　客室部分のほか、事務室、調理室、居室、更衣室、便所等を具体的に記入させ、それぞれの出入口、開閉部、隔壁等を明示させるほか、営業所の総面積及び客室面積を付記させること。

ウ　客室部分は朱線で囲み、カウンター、テーブル、椅子、つい立て、遊技機等の位置を明示させること。

エ　平面図と照明等の位置図は各別の用紙に記載させること。

(5)　営業所周囲の略図

営業所周囲の略図は、当該営業所敷地から半径約150メートルの範囲とし、条例第３条に規定する保護対象施設（学校（大学を除く。）、図書館、児童福祉施設及び病院）の有無が分かるものとするほか、一般住宅等についても明記させること。

なお、略図右上白部に都市計画法に基づく用途地域を記入させ、市町役場発行の用途地域証明書を添付するよう指導すること。

(6)　誓約書

法人の役員の誓約書については、連名を可能とする。

(7)　法人の定款

ア　風俗営業を営む旨が明記されていることを確認し、明記されていない場合は、目的外行為に係る総会議事録等を添付させること。

イ　写しの場合は、原本証明の記載をさせること。

3　許可申請に対する審査

所轄警察署長は、許認可事務担当者その他の職員に次の調査を行わせるものとする。

なお、調査により申請内容が許可基準に抵触することが判明した場合は、本部主管課長と協議した後、申請者に申請の取下げ又は是正を指導するものとする。

(1)　申請書及び添付書類の審査

申請書の記載状況及び添付書類の有無を確認すること。

なお、申請者自身（法人の場合は、法人役員のうちのいずれかの者）が管理者を兼任する場合は、管理者に係る添付書類のうち、申請者に係る添付書類と重複するものの提出を免除するので注意すること。

(2)　身上調査

申請者（法人の場合は、当該法人及びその役員全員を含む。）及び管理者に係る司法処分歴又は行政処分歴等の許可基準に抵触していないか関係機関又は関係課へ照会すること（以下、相続、合併又は分割に係る承認申請若しくは変更届出（法人役員の追加又は交替若しくは管理者の交替の場合に限る。）の受理時に同じ。）。

(3)　現場調査

現場調査により、当該営業所の構造又は設備が、規則第８条に規定する技術上の基準に適合することを確認すること。

4　建築及び消防関係行政庁との連携

申請に係る営業所が３階建て以上の建物内にある場合は、平成14年10月25日付けで警察、消防及び建築の各行政機関の間で取り交わした「風俗営業の許可等に伴う関係行政機関の連携に関する申し合わせ」に基づき、必要な連携を行うこと。

5　上申手続等

(1)　所轄警察署長の措置

所轄警察署長は、審査の結果、許可相当と認める場合は、風俗営業許可等上申書（別記様式第６号）に身上調査結果及び当該許可申請の関係書類一式を添え、警察本部長に上申するものとする（警察本部長に対する上申又は報告は本部主管課長を経由して行うこと。以下同じ。）。

(2)　風俗営業許可等上申書の記載要領

ア　営業種別は、法第２条に基づく種別を記載し、括弧内に業態を記入すること。

イ　営業所所在地は、地番の詳細を記載し、建物名、階層、号室まで記入すること。

(3)　本部主管課長の措置

本部主管課長は、風俗営業許可等上申受理簿（別記様式第７号）に上申内容等を記載して審査し、許可を決定した場合は、許可の通知に併せて当該風俗営業許可等上申書以外の関係書類を所轄警察署長に返還するものとする。

6　許可の決裁後の措置

(1)　許可証作成時の留意事項

日本国籍を有しない営業者が、日本名での記載を望む場合は、日本名で記載し、許可証の裏面に本名を記載するものとする。

(2)　許可番号の管理

許可番号は、原則として、各警察署で管理する営業種別ごとの一連番号に石川県公安委員会の略称としての「石公」と警察署の頭文字等を冠したものとし、欠番が生じても補てんしないものとする。

(3)　管理者証の交付

許可申請時に提出された管理者の顔写真２枚のうちの１枚を使用して管理者証を作成して営業者に交付し、残りの１枚は台帳に貼付しておくものとする。

7　許可基準に抵触する場合の措置

(1)　不許可処分の上申

所轄警察署長は、許可基準に抵触する者が当該許可申請の取下げ指導に応じない場合は、不許可等処分上申書（別記様式第８号）に許可基準の抵触に関する資料を添え、警察本部長に上申するものとする。

(2)　不許可等通知書の交付等

本部主管課長は、不許可が決定した場合は、不許可等通知書（別記様式第９号）を作成し、所轄警察署長を経由して当該申請者に交付するものとし、所轄警察署長は、受領書（別記様式第10号）を徴収して本部主管課長に送付するものとする。

8　条件の付与

(1)　条件付与に係る報告

所轄警察署長は、許可上申の際に許可に条件を付す必要があると認める場合は、その旨を記載した報告書を添付するものとし、許可後に周囲の事情等の変化により条件を付す又は条件を解除する必要があると認めた場合についても、警察本部長に報告するものとする。

(2)　条件付与通知書の交付等

本部主管課長は、許可に条件を付与することが決定した場合は、条件付与通知書

（別記様式第11号）を作成し、所轄警察署長を経由して営業者に交付するものとし、所轄警察署長は、受領書を徴収して本部主管課長に送付するものとする。

(3)　条件の記載要領

許可証の裏面に条件及び付与年月日を記載し、公印を押印するものとする。

第４　風俗営業に係るその他の申請又は届出等

受理、審査、上申手続等及び許可基準に抵触する場合の措置等については、前記第３（風俗営業）に準じるほか、次によるものとする。

１　相続、法人の合併又は法人の分割承認申請

(1)　相続承認申請に係る留意事項

ア　被相続人の死亡日は、死亡診断書又は除籍簿等の公文書により確認すること。

イ　現場調査により営業所に変更を加えていないか確認すること。

ウ　営業所の所在地が条例に規定する営業制限地域に該当している場合で、個人の許可に係る営業所については、その営業実態を把握するとともに、時機を捉えて相続承認申請手続について指導しておくこと。

(2)　法人の合併又は分割承認申請に係る留意事項

ア　承認前に合併又は分割の効力が生じた場合は､従前の許可はその時点で失効し、承認することができなくなるため、当該申請は合併又は分割の登記の前に十分な時間的余裕をもって行うよう指導教示するとともに、迅速な処理に努めること。

イ　申請は、次の法人によりなされているか確認すること。

(ｱ)　合併　合併する法人の連名

(ｲ)　新設分割　分割する風俗営業者たる法人

(ｳ)　吸収分割　分割する風俗営業者たる法人と風俗営業を承継する法人の連名

(3)　承認の決裁後の措置

ア　承認の通知は、承認通知書（別記様式第12号）を使用するものとする。

イ　相続にあっては、承認後遅滞なく、法人の合併又は分割にあっては、分割又は合併完了後遅滞なく、旧許可証と引き替えに承認後の内容に書き換えた許可証を交付することとなるが、書換えに係る手数料は徴収できないので注意すること。

ウ　法人の合併又は分割の場合は、その手続完了後、当該事実を登記事項証明書を提示させて確認するか、法務局に照会して確認すること。

エ　相続、法人の合併又は分割に伴う管理者の変更の有無について確認すること。

２　構造、設備又は遊技機に係る変更承認申請

(1)　留意事項

ア　承認は警察署長の専決事項であるが、不承認は公安委員会の専決事項である。

イ　府令第２条に規定する「軽微な変更」は、変更承認申請ではなく、変更届出の対象となるが、その判断は慎重に行うこと。

ウ　事前承認を受けなければ、営業の用に供することができない旨を風俗営業者に教示すること。

エ　営業所の同一性が失われる場合は、新規許可申請の対象となるので、大規模な変更と認められる場合は、本部主管課長と協議すること。

オ　遊技機に係る変更承認申請の受理に当たっては、当該遊技機が検定又は認定の

有効期間内のものであり、保証書の有効期間内の申請であることを確認すること。
なお、当該有効期間経過後の遊技機については、検定通知書又は認定通知書の写しを添付資料としての変更承認申請ができないことに留意すること。

(2) 承認の決裁後の措置

承認の通知は、承認通知書（別記様式第13号）を使用するものとする。

3 特例風俗営業者に係る認定申請

(1) 留意事項

ア 法第10条の２第１項に規定する各要件に該当していないか確認すること。

イ 現場調査により営業所に変更を加えていないか確認すること。

(2) 認定証番号の管理

本部主管課長が管理する一連番号とし、欠番が生じても補てんしないものとする。

4 遊技機の認定申請

(1) 申請時期に関する指導等

所轄警察署長は、平素から営業者に対し、認定を希望する遊技機がある場合は、当該遊技機の検定有効期間満了の30日前を目安とし、かつ、保証書の有効期間内に、速やかに認定申請書を提出するよう指導すること。

(2) 審査及び上申手続

所轄警察署長は、当該遊技機の検査後、遊技機認定上申書（別記様式第14号）に当該認定申請書及び添付書類を添え、警察本部長に上申するものとする。

5 その他の申請又は届出

(1) 許可証の書換申請に係る留意事項

ア 従前の許可証を提出させ、本部主管課長に新たな許可証の作成を依頼すること。

イ 交付する許可証には許可年月日を記載するものとする。

(2) 許可証の再交付申請に係る留意事項

ア 台帳で許可事実を調査し、本部主管課長に新たな許可証の作成を依頼すること。

イ 交付する許可証には許可年月日を記載し、裏面に再交付年月日と再交付回数を記載するものとする。

(3) 返納理由書の受理に係る留意事項

ア 許可証の返納理由及び返納義務者であることを確認すること。

イ 紛失等のため、許可証を返納できない場合は、てん末書を提出させること。

(4) 特例風俗営業者による構造又は設備の変更届出

特例風俗営業者による構造又は設備の変更（遊技機の増設、交替その他の変更で承認を要する場合を除く。）については、法第９条第５項の規定により変更届出で足りるので注意すること。

6 変更内容が許可基準に抵触する場合の措置

調査の結果、許可基準に抵触することが判明した場合は、原則、営業者にその旨を教示の上、再度、変更届出を行わせることとし、法第８条に基づき、許可の取消しを適用する場合は、事前に本部主管課長と協議するものとする。

7 管理者の解任勧告

(1) 解任勧告の上申

所轄警察署長は、風俗営業所の管理者の解任勧告が必要と認めたときは、管理者解任勧告上申書（別記様式第15号）に資料を添え、警察本部長に上申すること。

(2)　管理者解任勧告書の交付等

本部主管課長は、管理者の解任勧告が決定した場合は、管理者解任勧告書（別記様式第16号）を作成し、所轄警察署長を経由して営業者に交付するものとし、所轄警察署長は、受領書を徴収して本部主管課長に送付するとともに、営業者に対し、新たな管理者の選任について指導するものとする。

第５　性風俗関連特殊営業

１　性風俗関連特殊営業に係る留意事項

(1)　店舗型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業又は無店舗型性風俗特殊営業の受付所営業の開始届出をしたい旨の申出があった場合は、当該営業所又は受付所の所在地が、法又は条例に規定する営業の禁止区域又は禁止地域に該当していないか最優先で確認し、該当するときは、申出者に対し、その旨を説明すること。

上記の説明をしたにも関わらず、届出の意思を明確にした場合、所轄警察署長は、当該届出を受理することとなるが、そのときは、不許可等処分上申書に資料を添え、警察本部長に上申すること。

本部主管課長は、届出確認書の不交付が決定した場合は、届出確認書不交付通知書を作成し、所轄警察署長を経由して届出者に交付するものとし、所轄警察署長は、受領書を徴収して本部主管課長に送付するものとする。

(2)　既得権で営業中の店舗型性風俗特殊営業者から営業所の構造（個室）及び設備の変更に係る相談を受理したときは、当該変更に伴う既得権の消滅の可能性について、本部主管課長と協議して対応すること。

(3)　既得権で営業中の法人の店舗型性風俗特殊営業者から役員の総入れ替え等に係る変更届出がなされた場合は、その後、改築等の工事を敢行する可能性があるので、当該変更届出の受理時には、改築等の工事により既得権が消滅する場合がある旨を告げておくこと。

(4)　既得権で営業中の法人の店舗型性風俗特殊営業者から変更届出の添付資料として登記事項証明書が提出された場合は、法人設立年月日等を確認し、別の法人に替わっていないか確認すること。

(5)　無店舗型性風俗特殊営業又は無店舗型電話異性紹介営業の開始届出をしたい旨の申出があった場合は、ほかの都道府県に届出していないか最優先で確認すること。

また、聞き取りにより、届出者本人の営業であることを確認し、事務所の実態を確認するなど、虚偽の届出を受理することのないよう十分配意すること。

(6)　公安委員会の管轄区域を異にして事務所の所在地を変更する場合は、変更後の所在地を管轄する公安委員会に変更届出書を提出すれば足りることに留意すること。

(7)　県内において、警察署の管轄区域を異にして事務所の所在地を変更する場合は、変更後の所在地の所轄警察署長が変更届出書を受理することとなるが、その場合、警察署間で連絡を密にし、変更後の所轄警察署長が保管している開始届出書等及び添付書類を送付するものとし、変更前の所轄警察署長は監査等に備えて、それらの写しを一定期間保管すること。

(8)　法令の規定に基づき変更届出を要する事項に関して変更届出がなされた場合は、当該変更事項が届出確認書の記載事項に該当しなくても、手数料を徴収し、新たに届出確認書を作成する必要があるが、変更届出を要しない事項に関して変更届出がなされた場合は、それらの措置が不要であることに留意すること。

2　届出確認書番号の管理

本部主管課長が管理する一連番号とし、欠番が生じても補てんしないものとする。

3　標章除去申請の受理

申請の受理に当たっては、風俗営業の許可申請に準じて審査するものとする。

4　無店舗型性風俗特殊営業及び無店舗型電話異性紹介営業に係る違法広告物に対する警察職員による除却要領

(1)　除却処分の対象物は、はり紙、はり札又は立看板に該当する違反広告物であって、容易に取り外すことができるものに限るので留意すること。

(2)　違反広告物を発見した際は、本部主管課長に速報し、除却の指示を受けること。

(3)　除却した違反広告物は、所轄警察署において１か月間保管した後、廃棄すること。

(4)　除却及び廃棄の状況については、除却・処分報告書（別記様式第17号）により、警察本部長に報告すること。

第６　深夜における酒類提供飲食店営業

1　深夜における酒類提供飲食店営業に係る留意事項

(1)　深夜における酒類提供飲食店営業の開始届出をしたい旨の申出があった場合は、当該営業所の所在地が、条例に規定する営業制限地域に該当していないか最優先で確認すること。

(2)　届出者の営業が風俗営業に該当しないことを営業者等に対して十分聞き取り等を行い、風俗営業に当たると認められるものについては許可の取得を指導するなど、届出を隠れみのにした無許可風俗営業者の排除に留意すること。

(3)　深夜における酒類提供飲食店営業に係る開始届出は、ほかの警察署の管轄区域の営業所に係る同時届出は認められないことに留意すること。

2　建築及び消防関係行政庁との連携

届出に係る営業所が３階建て以上の建物内にある場合は、風俗営業の許可申請時の審査に準じ、建築及び消防関係行政庁と必要な連携を行うこと。

第７　立入調査等

1　報告又は資料提出の要求

法第37条第１項の規定に基づく報告又は資料提出の要求は、次のとおり行うこと。

(1)　要求する内容は、法の目的の範囲内であり、かつ、当該営業に関する指導監督に必要な事項に限ること。

(2)　要求の手続は、報告・資料提出要求書（別記様式第18号）を使用し、対象者には、報告・資料提出書（別記様式第19号）により報告又は資料提出を行わせること。

なお、提出物を返還するときは、別途受取書を徴収しておくこと。

(3)　要求は、原則、１事案につき１回とすること。ただし、期限内に報告がない場合又は資料提出がない場合若しくは内容が不明確な場合は、再度要求し、指導監督の徹底を図ること。

２　立入調査

(1)　法第37条第２項の規定に基づく立入調査は、風俗営業等の実態を把握し、その他法定義務の遵守状況を調査することを目的とする。

(2)　実施上の留意事項

ア　生活安全部門の警察官及び警察職員又はその指示監督を受けた者が行うこと。

イ　立入用身分証明書を携帯し、これを関係者に提示すること。

ウ　営業時間中に行うこと。

エ　犯罪捜査のために認められているものではないことを認識すること。

オ　関係者に対する言動には十分注意すること。

カ　営業所の責任者又はこれに代わるべき者の立会いを得て行うこと。

キ　生活安全担当課長は、立入調査実施者に対する事前教養を徹底するとともに、立入チェックポイント票（別記様式第20号）を活用させるなどして、違反行為を看過するような立入調査が行われないよう十分配意すること。

(3)　違反を確認して行政処分を予定する場合は、現場での参考人の確保、録取書等の書面及び図面の作成､了解を得ての写真撮影による証拠保全を確実に実施すること。

(4)　立入調査を実施した場合は、立入調査実施結果報告書（別記様式第21号）により警察署長に報告すること。

第８　行政処分

１　行政処分の上申

警察署長は､法に基づく行政処分を行う必要がある法令違反行為を認知した場合は、行政処分上申書（別記様式第22号）に資料を添え、警察本部長に上申するものとする。

なお、指示処分が相当と認められる法令違反行為の場合で、当該違反発覚の端緒が現認であり、違反態様が類型的かつ明白なときの資料については、指示処分対象事案報告書（別記様式第23号）に替えることができる。

２　聴聞及び弁明の機会の付与

行政処分を行う場合は、法第41条に規定する聴聞の特例、行政手続法及び聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則に基づき行うものとし、警察署長は、公安委員会から発せられた聴聞通知書又は弁明通知書を当該営業者に交付するものとする。ただし、指示処分の場合で指示内容が技術的な基準に従うべきことを命ずるものについては、弁明の機会の付与を省略することができる。

なお､警察署長は､当該営業者から弁明書の提出期限までに応答がなかった場合は、その旨を書面で警察本部長に報告すること。

３　処分の執行

行政処分の執行手続は、不利益処分規程の定めるところによるものとする。

４　処分に対する所轄警察署長の処理

(1)　処分が風俗営業者に係る取消処分の場合は、法第10条第１項に基づいて処理し、営業停止処分の場合は、当該停止期間中、許可証又は届出確認書を所轄警察署長が保管すること。

(2)　台帳の所定の欄に処分内容を記載しておくこと。

(3)　性風俗関連特殊営業を営む者に対し営業停止を命ずる場合の標章の貼り付けは、

処分執行の初日に、営業者等を必ず立ち会わせて、警察官２名以上で行うこと。

(4)　処分の執行結果をおおむね１か月以内に確認し、行政処分結果確認報告書（別記様式第24号）により警察本部長に報告すること。

５　関係警察署長等への通報等

(1)　県内のほかの警察署管内の営業所等に係る事案

警察署長は、認知した処分対象事案が県内のほかの警察署管内の営業所等に係る事案の場合は、法令違反通報書（別記様式第25号）に行政処分上申に準じた資料を添え、当該営業所等の所轄警察署長に送付するものとする。

なお、この場合は、送付を受けた警察署長が行政処分を上申するものとする。

(2)　ほかの都道府県内の営業所等に係る事案

警察署長は、認知した処分対象事案がほかの都道府県内の営業所等に係る事案の場合は、警察本部長に報告するものとし、ほかの都道府県公安委員会への通報は、本部主管課長が行うものとする。

(3)　関係する警察署又は都道府県公安委員会若しくは所轄庁への処分結果の通知

本部主管課長は、行政処分を執行した場合で、当該営業者に関係する警察署又は都道府県公安委員会が存在するときは、速やかにその旨を通知するものとし、また法第42条に該当する営業停止処分が決定したときは、速やかに当該営業の所轄庁へ通知するものとする。

６　法第８条第３号及び第４号に基づく営業許可の取消しに係る運用上の留意事項

許可取得者が廃業手続を行わずに所在不明となった状態で、当該営業所を使用する新たな許可申請がなされた場合に、当該営業所に対して許可をすることは、いわゆる同一営業所に対する二重許可となる。

当該行為は違法ではないものの、法第８条の趣旨により、公安委員会が実態のない許可に対する取消処分を怠る結果となるので、把握した実態のない営業所に対しては許可証の返納指導又は取消処分を適正に行うこと。

第９　死亡等により失効した許可又は届出に対する措置要領

許可名義人の死亡が判明した場合で、同居の親族又は法定代理人が存在しないために許可証の返納指導等ができないときは、身上照会及び営業実態等を調査し、その結果を本部主管課長に報告するとともに、台帳を関係書類とともに「削除台帳」に編てつし、ファイル基準表に定める期間保存しておくものとする。

なお、当該措置要領については、許可名義人たる法人の消滅が判明した場合及び各種届出営業の名義人の死亡又は名義人たる法人の消滅が判明した場合について準用する。

第10　報告

警察署長は、旅館業法又は公衆浴場法に基づく許可営業者を検挙した場合で、知事に対して行政処分を求める必要があるときは、旅館業法・公衆浴場法に基づく行政処分該当者の報告書（別記様式第26号）により、警察本部長に報告すること。

警察署長は、半期ごとに風営関係実態報告書（別記様式第27号）を作成し、速やかに警察本部長に報告すること。

別記様式第１号（第１関係）

営　業　者　台　帳

（風　俗　営　業）

許　可　番　号					
許可年月日				返納年月日	
営　業　種　別					
営業所	名　　称 所在地 電話番号				
営業者	法人	所在地 名　　称	電話番号		
	個人（代表者）	本(国)籍 住　　所 氏　　名 生年月日	電話番号		
管理者	本(国)籍 住　　所 氏　　名 生年月日		電話番号		
用途地域等		許可時：		現在：	
許　可　条　件					
特　例　認　定		認定年月日：		認定証番号：	
備　　考					

別記様式第１号（裏面）

法人役員	氏　　名		備　考	氏　　名		備　考
管理者講習	受講年月日	受講者氏名	受講年月日	受講者氏名	受講年月日	受講者氏名
行政処分歴						

変更状況（ぱちんこ遊技機の入替等を除く）	届出年月日	変　更　内　容

別記様式第２号（第１関係）

営　業　者　台　帳

（店舗型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業）

<table>
<tr><td colspan="3">確認書番号</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="3">営業開始
届出年月日</td><td></td><td>営業廃止
届出年月日</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">営業種別</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">営業所</td><td colspan="2">名　　称
所在地
電話番号</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">営業者</td><td>法人</td><td>所在地
名　　称</td><td colspan="3">電話番号</td></tr>
<tr><td>個人（代表者）</td><td>住　　所
氏　　名
生年月日</td><td colspan="3">電話番号</td></tr>
<tr><td>統括管理者</td><td colspan="2">住　　所
氏　　名
生年月日</td><td colspan="3">電話番号</td></tr>
<tr><td colspan="3">用途地域等</td><td colspan="3">開始届出時：　　現在：</td></tr>
<tr><td colspan="3">行政処分歴</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="3">備　　考</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

別記様式第３号（第１関係）

営　業　者　台　帳

（無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業、無店舗型電話異性紹介営業）

<table>
<tr><td colspan="3">確認書番号</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="3">営業開始
届出年月日</td><td></td><td>営業廃止
届出年月日</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">営業種別</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">営業者</td><td>法人</td><td>所在地
名称</td><td colspan="3">電話番号</td></tr>
<tr><td>個人（代表者）</td><td>住所
氏名
生年月日</td><td colspan="3">電話番号</td></tr>
<tr><td>事務所</td><td colspan="2">名称
所在地
電話番号</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="3">広告・宣伝呼称
受付電話番号等
受付所・待機所</td><td colspan="3">別添「届出確認書」の写しに記載のとおり（順次、編てつ）</td></tr>
<tr><td colspan="3">行政処分歴</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="3">備考</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

別記様式第４号（第１関係）

営　業　者　台　帳

（深夜における酒類提供飲食店営業）

<table>
<tr><td colspan="3">一　連　番　号</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="3">営　業　開　始
届出年月日</td><td></td><td>営業廃止
届出年月日</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">業　　態</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">営
業
所</td><td colspan="2">名　　称
所在地
電話番号</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">営
業
者</td><td rowspan="2">法
人</td><td>所在地

名　　称</td><td colspan="3">電話番号</td></tr>
<tr><td>個
人
（
代
表
者
）</td><td>住　　所

氏　　名

生年月日</td><td colspan="3">電話番号</td></tr>
<tr><td colspan="3">用途地域等</td><td colspan="3">開始届出時：　　現在：</td></tr>
<tr><td colspan="3">行政処分歴</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="3">備　　考</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

別記様式第５号（第１関係）

営　業　者　台　帳　続　用　紙

届出年月日	変　更　内　容

別記様式第６号（第３、第４関係）

第　　号
年　　月　　日

石川県警察本部長　殿

警察署長

風　俗　営　業　許　可　等　上　申　書

下記について、別添のとおり、風俗営業の許可等に係る申請があったので上申します。
なお、書類審査及び営業所調査の結果、許可等しても支障ないものと認められる。

記

申　請　内　容　　風俗営業（　　号　　）
許可（相続・法人の合併・法人の分割・特例風俗営業者の認定）

営業所の所在地

営業所の名称

申　請　者　の
氏名又は名称

（警察本部決裁用） 別添風俗営業許可申請書等について審査した結果、許可等の基準に適合しており、許可・承認・特例認定してよろしいかお伺いします。	
申　請　受　理　日	年　　月　　日
決　裁　（　許　可　日　）	年　　月　　日（処理日数　　日間）
許　　可　　番　　号	石公　　第　　号
許　可　の　連　絡	年　　月　　日 発信者　　受信者

別記様式第６号（裏面）

添付書類及び審査項目等			資料番号
共通	風俗営業許可等の申請書	適・否	
	営業方法を記載した書面	適・否	
	使用権疎明資料	適・否	
	営業所の平面図、周囲の略図	適・否	
申請者	定款（法人の場合のみ）	適・否	
	登記事項証明書（法人の場合のみ）	適・否	
	住民票の写し（法人の場合は役員全員）	適・否	
	登記されていないことの証明書（法人の場合は役員全員）	適・否	
	身分証明書（法人の場合は役員全員、外国人は不要）	適・否	
	誓約書【欠格事由不該当の旨】（法人の場合は役員全員）	適・否	
	未成年者の場合は法定代理人等の書面	適・否	
管理者	住民票の写し	適・否	
	登記されていないことの証明書	適・否	
	身分証明書（外国人は不要）	適・否	
	誓約書【欠格事由不該当の旨】	適・否	
	誓約書【誠実に業務を行う旨】	適・否	
	※　申請者又は法人役員が管理者を兼ねる場合は、誓約書のみで足りる。		
その他	７号ぱちんこ屋等の許可申請の場合は、追加書類として 検定通知書の写し 遊技機の保証書、等	 適・否 適・否	
照会・調査	法第４条第１項各号（人的欠格事由）	適・否	
	法第４条第２項各号（構造・設備）	適・否	
	条例第２条の用途地域（　　）	適・否	
	条例第３条の保護対象施設の有無と距離	適・否	
	遊技機基準の適否	適・否	
調査年月日　　年　　月　　日 調査者　官職　　氏名　　印			

（注）「資料番号」欄には、「適・否」を判断する根拠となった資料番号を記入し、当該資料には当該資料番号を付した付箋を貼付する等の方法により、決裁時に幹部が効率的に資料を確認できるようにすること。

参考　□　飲食店営業許可　　有り・（　　営業申請中）・　無し
　　□　旅館営業　　有り・（　　営業申請中）・　無し
　　（連携対象建築物の場合）
　　□　建築基準法違反　　無し　・　有り（　　）
　　□　消防法違反　　無し　・　有り（　　）

別記様式第７号（第３、第４関係）

風俗営業許可等上申受理簿

番号	受付日	種別・業態	営業所の名称	営業所の所在地	申請者	申請日	許可等年月日	許可番号等
		号						石公 第　　号
		号						石公 第　　号
		号						石公 第　　号
		号						石公 第　　号
		号						石公 第　　号
		号						石公 第　　号
		号						石公 第　　号
		号						石公 第　　号
		号						石公 第　　号
		号						石公 第　　号

別記様式第８号（第３、第４、第５関係）

第　　号
年　　月　　日

石 川 県 警 察 本 部 長　殿

警察署長

不 許 可 等 処 分 上 申 書

年　　月　　日付けの下記申請（開始届出）については、次の理由により不許可（不承認、不認定、届出確認書不交付）が相当と認められるので上申します。

申 請 等 の 種 別	□風俗営業許可申請 □相続承認申請 □法人の合併承認申請 □法人の分割承認申請 □構造又は設備（遊技機）の変更承認申請 □特例風俗営業者の認定申請 □遊技機の認定申請 □性風俗関連特殊営業の営業開始届出
申請者又は届出者	
営業所の所在地	
営 業 所 の 名 称	
不許可等の処分が相当と認める理由	
備　　考	

別記様式第９号（第３、第４関係）

第　　号
年　　月　　日

殿

石川県公安委員会

不許可等通知書

年　　月　　日付けで申請のあった下記申請については、次の理由により、許可（承認、認定）しないことに決定したので通知する。

申請の種別	
申請者	
営業所の所在地	
営業所の名称	
許可等をしない理由	
備考	

不服申立て及び取消訴訟に関する教示については、裏面に記載のとおりです。

（裏面）

不服申立て及び取消訴訟に関する教示

１　この決定に不服がある場合は、行政不服審査法第６条の規定により、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、石川県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。

２　この決定については、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、石川県を被告として（訴訟において石川県を代表する者は、石川県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記１の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定のあったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第10号（第３、第４、第５関係）

年　　月　　日

石川県公安委員会　殿

住所

氏名　　印

受　領　書

□　営業許可申請に係る不許可通知書（　　年　　月　　日付け第　　号

□　相続承認申請に係る不承認通知書（　　年　　月　　日付け第　　号

□　合併承認申請に係る不承認通知書（　　年　　月　　日付け第　　号

□　分割承認申請に係る不承認通知書（　　年　　月　　日付け第　　号

□　変更承認申請に係る不承認通知書（　　年　　月　　日付け第　　号

□　特例認定申請に係る不認定通知書（　　年　　月　　日付け第　　号

□　条件付与通知書　　（　　年　　月　　日付け第　　号

□　管理者解任勧告書　　（　　年　　月　　日付け第　　号

□　届出確認書不交付通知書　　（　　年　　月　　日付け第　　号

上記の書類を確かに受領しました。

別記様式第11号（第３関係）

石川県公安委員会指令生企第　　号
年　　月　　日

殿

石 川 県 公 安 委 員 会

条 件 付 与 通 知 書

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第３条第２項の規定に基づき、下記のとおり条件を付与するので通知する。

記

１　条件を付与する許可

２　条件

３　条件を付与する理由

不服申立て及び取消訴訟に関する教示については、裏面に記載のとおりです。

（裏面）

不服申立て及び取消訴訟に関する教示

１　この決定に不服がある場合は、行政不服審査法第６条の規定により、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、石川県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。

２　この決定については、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、石川県を被告として（訴訟において石川県を代表する者は、石川県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記１の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定のあったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第12号（第４関係）

第　　号
年　　月　　日

殿

石川県公安委員会

承　認　通　知　書

年　　月　　日付けで申請のあった、下記営業所に係る　　による風俗営業者の地位の承継については、これを承認するので通知する。

風俗営業者の地位を承継する者	
営業所の所在地	
営業所の名称	
許可番号	

別記様式第13号（第４関係）

第　　号
年　　月　　日

殿

石川県公安委員会

承　認　通　知　書

年　　月　　日付けで申請のあった、下記営業所の　　に係る変更承認申請については、これを承認するので通知する。

氏名又は名称	
営業所の所在地	
営業所の名称	
承認事項	
備考	

別記様式第14号（第４関係）

年　　月　　日

石川県警察本部長　殿

警察署長

遊　技　機　認　定　上　申　書

下記について、別添のとおり、遊技機の認定に係る申請があったので上申します。
なお、書類審査及び遊技機検査の結果、認定しても支障ないものと認められる。

記

営業所の名称

型　　式　　名　　台

別記様式第15号（第４関係）

第　　号
年　　月　　日

石川県警察本部長　殿

警察署長

管　理　者　解　任　勧　告　上　申　書

下記の者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第24条第２項第２号に該当し、管理者として不適当と認められるので上申します。

営業所	営業種別	
	所在地	
	名称	
	営業者	
管理者	本籍	
	住所	
	氏名	年　　月　　日生
管理者として不適当と認めた理由		
備考		

別記様式第16号（第４関係）

第　　号
年　　月　　日

殿

石川県公安委員会

管理者解任勧告書

風俗営業等の規制及び適正化等に関する法律第24条第５項の規定に基づき、次のとおり管理者の解任を勧告する。

営業所	営業種別	
	所在地	
	名称	
	営業者	
管理者	本籍	
	住所	
	氏名	年　　月　　日生
解任を勧告する理由		
備考		

別記様式第17号（第５関係）

第　　号
年　　月　　日

石川県警察本部長　殿

警察署長

除　却　・　処　分　報　告　書

みだしについて下記のとおり報告する。

記

１　発見年月日　　年　　月　　日　　時　　分ころ

２　設 置 場 所

３　設 置 状 況

４　広 告 主 等

５　除去年月日　　年　　月　　日　　時　　分ころ

６　処分年月日　　年　　月　　日

７　広　告　物

※「広告物」欄には、広告物の形状・広告内容について記載するとともに、必要に応じて写真を貼付すること。

別記様式第18号（第７関係）

第　　号
年　　月　　日

殿

石川県公安委員会

報　告　・　資　料　提　出　要　求　書

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第37条第１項の規定に基づき、次のとおり風俗営業の業務に関する報告・資料の提出を要求します。

報　告　事　項	
提出する資料内容	
報　告　期　日	
報　　告　　先	
備　　考	

不服申立て及び取消訴訟に関する教示については、裏面に記載のとおりです。

（裏面）

不服申立て及び取消訴訟に関する教示

１　この決定に不服がある場合は、行政不服審査法第６条の規定により、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、石川県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。

２　この決定については、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、石川県を被告として（訴訟において石川県を代表する者は、石川県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記１の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定のあったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第19号（第７関係）

年　　月　　日

石川県公安委員会　殿

営業所所在地

名称

営業者名　　印

報　告　・　資　料　提　出　書

　　年　　月　　日付けで、要求されたみだしのことについては、別添のとおり、当営業所の業務に関する報告・資料の提出をします。

なお、提出した資料については　返還／処分　してください。

備　　考	

別記様式第20号（第７関係）

立入チェックポイント票　　実施日（　　）

立入対象： チェック事項	罰則	対象業種				結果
		風俗営業	店舗型等	無店舗型	深夜酒類	
客引きをしていないか。	有	○	○	×	○	適・否
客引きのために、立ちふさがり、つきまとっていないか。	有	○	○	×	○	適・否
時間外営業をしていないか。	無	○	A	×	×	適・否
騒音（条例６条の基準以上）を出していないか。	無	○	×	×	○	適・否
出入口に年少者立入禁止表示はあるか。	無	○	○	×	×	適・否
出入口又は客室に施錠して営業していないか。【条例８条】	無	○	×	×	×	適・否
違法な広告又は宣伝がないか。（※風俗営業は、罰則無し）	有※	○	○	○	×	適・否
許可証が営業所の見やすい場所に掲示されているか。	有	○	×	×	×	適・否
料金を客が確認しやすい方法で表示してあるか。	無	○	×	×	×	適・否
従業者名簿を備え、住所、氏名、生年月日、採用年月日、従事する業務内容等が適正に記載されているか。	有	○	○	○	○	適・否
接客従業者の生年月日等（外国人は、国籍、在留期間及び在留資格等）が確認され、その記録が保存されているか。	有	B	○	○	○	適・否
管理者が選任されているか。また、変更はないか。	有	○	×	×	×	適・否
許可時の構造設備に変更はないか。	無	○	×	×	×	適・否
見通しを妨げる設備はないか。	無	○	×	×	○	適・否
照度の基準（施行規則）に違反していないか。	無	○	×	×	○	適・否
届出確認書を営業所又は事務所に備え付けているか。	無	×	○	○	×	適・否
１８歳未満の者に接待やダンスをさせていないか。	有	○	×	×	×	適・否
１８歳未満の者を客に接する業務に従事させていないか。	有	○	○	○	C	適・否
１８歳未満の者を客として立ち入らせていないか。	有	D	○	○	E	適・否
２０歳未満の者に酒、たばこを提供していないか。	有	○	○	○	○	適・否
卑わい行為をしていないか。【条例８条】	無	○	×	×	×	適・否

備考

１　対象業種の略称について

店舗型等：店舗型性風俗特殊営業及び無店舗型性風俗特殊営業（１号）の受付所営業の部分

無店舗型：無店舗型性風俗特殊営業（１号）　深夜酒類：深夜における酒類提供飲食店営業

２　票中の記号について

Ａ：ラブホテル等営業を除く　　Ｂ：接待飲食等営業に限る　　Ｃ：午後１０時以降に限る

Ｄ：８号営業は時間的な除外規定有り　　Ｅ：保護者同伴の場合を除く

別記様式第21号（第７関係）

年　　月　　日

殿

立入実施者

印

立入調査実施結果報告書

<table>
<tr><td colspan="2">実　施　日　時</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="5">営業所等</td><td>営　業　種　別</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>所　在　地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>名称又は呼称</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>営　業　者　の
氏名又は名称</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>立入調査時の
立会責任者</td><td colspan="3">年　　月　　日生</td></tr>
<tr><td rowspan="3">違反及び措置</td><td>概　　要</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>現　場　措　置</td><td colspan="3">☐ 検挙（現行犯逮捕・任意捜査）　☐ 招致指導（始末書）
☐ 指導・警告</td></tr>
<tr><td>事後措置の
必　要　性</td><td colspan="3">☐ 事件送致　☐ 指示処分　☐ 営業停止</td></tr>
<tr><td colspan="2">違　反　歴
（内　　容）</td><td>検挙歴　　回</td><td>行政処分歴　　回</td><td>始末書処分歴　　回</td></tr>
<tr><td colspan="2">備　　考</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

別記様式第22号（第８関係）

第　　号
年　　月　　日

石川県警察本部長　殿

警察署長

行政処分上申書（取消し・営業停止・営業廃止・指示・措置命令）

営業者	住所又は法人所在地	
	氏名又は名称 （法人代表者の氏名）	
許可年月日又は開始届出年月日		
許可番号又は届出確認書番号		
営業所等	営業種別	
	所在地	
	名称又は呼称	
適用法条		
違反事実の概要		
処分上の意見		

別記様式第23号（第８関係）

署長		副署長		刑事官		課長		係長等		年　月　日 官職 氏名

指示処分対象事案報告書

営業者	住所又は法人所在地			
	氏名又は名称 （法人代表者の氏名）			
営業所等	営業種別			
	所在地			
	名称又は呼称			
行為者	住所 職業等 氏名	年　月　日生	参考人等	

対象となる違反事実

営業者（管理者、従業者）の違反行為に対する申述及び署名押印（本人に記載させること。）

年　月　日　時　分

営業者
管理者
従業員

別記様式第24号（第８関係）

第　　号
年　　月　　日

石川県警察本部長　殿

警察署長

行　政　処　分　結　果　確　認　報　告　書

年　　月　　日付け、石川県公安委員会指令第　　号による行政処分の結果を確認した状況は、次のとおりであるから報告する。

被処分者	住所又は法人所在地	
	氏名又は名称 （法人代表者の氏名）	
営業所等	所在地	
	名称又は呼称	
確認結果		
備考		

別記様式第25号（第８関係）

第　　号
年　　月　　日

警 察 署 長　殿

警 察 署 長

法 令 違 反 通 報 書

営業者	住所又は法人所在地	
	氏名又は名称 （法人代表者の氏名）	
許可年月日又は開始届出年月日		
許可番号又は届出確認書番号		
営業所等	営業種別	
	所在地	
	名称又は呼称	
発覚の端緒		
適用法条		
違反事実の概要		
検挙年月日		
送致年月日等		
取扱者官職氏名		（警電　　）

別記様式第26号（第10関係）

第　　号
年　　月　　日

石川県警察本部長　殿

警察署長

旅館業法・公衆浴場法に基づく行政処分該当者の報告書

下記の者に対し、　　法第　　条に基づく行政処分が必要と認められるので報告する。

記

1　営業所の所在地
　名称又は屋号
　営業者の住所
　氏名、生年月日

2　違反者の住所
　氏名、生年月日
　営業者との関係

3　発覚の端緒
　罪名罰条
　違反事実の概要

4　行政処分上の意見

5　検挙年月日
　送致年月日

6　事件取扱者の
　官職氏名

7　備　　考

別記様式第27号（第10関係）

風　営　関　係　実　態　報　告　書　（　　年）　　警察署

			前年末総数	上期（１月～６月）							上期末総数	下期（７月～１２月）							本年末総数	年間合計			
				新規届出許可数	廃業届出返納数	廃止命令許可取消数	県内他署から転入	県内他署への転出	県外から転入	県外への転出		上期末総数	新規届出許可数	廃業届出返納数	廃止命令許可取消数	県内他署から転入	県内他署への転出	県外から転入	県外への転出		新規届出許可数	廃業届出返納数	廃止命令許可取消数
風俗営業	１号	キャバレー																					
	２号	和風（料理店）																					
		洋風（社交飲食店）																					
	３号	ダンス飲食店																					
	５号	低照度飲食店																					
	６号	区画席飲食店																					
	７号	マージャン店																					
		パチンコ店等																					
		その他遊技場																					
	８号	ゲームセンター																					
		ゲーム喫茶等																					
		その他																					
	合　　計																						
性風俗関連特殊営業	６項１号	個室付浴場業																					
	６項２号	店舗型ファッションヘルス営業																					
	６項３号	ストリップ劇場等																					
	６項４号	レンタルルーム																					
		ラブホテル																					
		類似モーテル																					
		モーテル																					
	６項５号	大人のおもちゃ店																					
		ビデオ専門店																					
		雑誌専門店																					
		その他																					
	６項６号	出会い系喫茶営業																					
	７項１号	派遣型ファッションヘルス営業																					
	７項２号	アダルトビデオ等通信販売営業																					
	８項	映像送信型性風俗特殊営業																					
	９項	店舗型電話異性紹介営業																					
	10項	無店舗型電話異性紹介営業																					
	合　　計																						
深夜飲食店提供酒類		バー等																					
		酒場等																					
		スナック・サパー等																					
		すし屋等																					
		その他																					
	合　　計																						